
プロジェクト	実務対応 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の 「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計 上の取扱いについて
項目	第 129 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 129 回実務対応専門委員会（2020 年 5 月 27 日開催）で議論された、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理について

（対象とする事業体の範囲に関する意見）

2. 株式会社以外の事業体を取り扱わない理由として、本プロジェクトの範囲を超えるという点や、これまで株式会社以外の事業体を取り扱う基準は限定的であるという点が記載されているが、読み手には直接関係がないため、表現を見直した方が良いのではないかと¹。

（財又はサービスを提供する権利が付与される場合の扱いに関する意見）

3. 前回提示された 2 案のうち、何も定めない第 1 案ではなく、第 2 案を基礎とする今回の提案の方向性には賛成する。一方で、どのような場合に重要性が乏しいかという点については、意見がでてくる可能性がある。また、今は実例がないため、そこまで議論する必要はないのかもしれないが、費用処理とした場合に、株主優待と同様に引当金に関する論点があるのではないかと。
4. 受領した対価の分割の可能性について記載されているが、返済期限がない場合等、議論が複雑になり、発行事例がなく契約条件が明確でない中で基準を決めていくのは難しく、今回の提案の方向性には賛成する。一方で、財又はサービスに重要性があるものが出てくる可能性もあり、今後議論を継続して頂きたい。
5. 重要性がある場合に、配当手続を経ない株主優待のようなものが会社法上、問題とされないかという点や、受領した対価を分割する場合に、株式等の払込み部分と財又はサービスの対価の部分が、会社法上や金融商品取引法上どのように扱われるか

¹ ビデオ会議中に発生した接続障害のため、専門委員会の終了直後に事務局に連絡のあった意見である。

は、今後引き続き検討頂きたい。

6. 既存の有価証券については、株主優待等の会計処理の定めがなく、この点との整合性を取る必要があるのではないかと。記載をする場合は、実務慣行によることになるといった表現になるのではないかと。

(暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行に関する意見)

7. 検討に相当程度時間を要するというのであれば、ニーズが生じてから検討を開始した場合に適時にニーズに対応できないのではないかと。今回の実務対応報告の検討範囲を最小限とすることには賛成だが、継続して専門委員会で議論をして頂きたい。
8. マイナーな暗号資産建の発行でなければ、外貨建取引と同様に処理するのが自然なのではないかと。実務対応報告第 38 号における期末評価の定めのとおり、活発な市場の考え方に従って検討すれば良いと考える。こういった論点を今回は扱わないことについては承知したが、論点については結論の背景に記載頂きたい。

電子記録移転有価証券表示権利等の保有について

(認識のタイミングに関する意見)

9. 私法上の取扱いが明らかでなく、ガイダンスとして不十分との指摘を受ける可能性があるという点について、実務がどのようになるか分からない中では決めるのが難しく、金融商品会計基準に従うということで良いと考える。今後の実務形成や法律上の取扱いについては、取引を検討している企業や業界団体等に確認した方が良いのではないかと。

(期末評価に関する意見)

10. 組合への出資の期末評価を変更する前回の提案の場合、既存の組合への出資の処理に影響が生じる可能性があるため、既存の取扱を変更しないとする今回の提案に賛成する。

以 上